

職業安定分科会雇用保険部会(第124回)	資料1-2
平成29年4月18日	

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関 する省令案概要

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案の概要 (雇用保険法関係)

1. 移転費・広域求職活動費の支給要件の緩和(諮問要綱 第一の一関係)

- 移転費及び広域求職活動費について、給付制限期間中も支給できることとする。

2. 教育訓練給付の受給可能期間の延長(諮問要綱 第一の二関係)

- 教育訓練給付について、出産、育児等のやむを得ない事由により教育訓練を受講できない場合に受給を可能とする期間を、現行の最大4年から最大20年に延長する。

3. 専門実践教育訓練給付の拡充(諮問要綱 第一の三関係)

- 2回目以降の専門実践教育訓練給付の支給要件期間等を、現行の10年以上から3年以上に短縮する。
- 専門実践教育訓練給付の支給率を現行の40%から50%(資格取得等したときは現行の60%から70%)に引き上げる。
- 専門実践教育訓練給付の年間上限額を現行の32万円から40万円(資格取得等したときは現行の48万円から56万円)に引き上げるとともに、10年間で支給する額は168万円を限度とする。

4. 育児休業給付の延長の要件(諮問要綱 第一の四関係)

- 育児休業給付の2歳までの延長が認められる場合は、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合等とする。

5. 教育訓練支援給付金の対象(諮問要綱 第一の五関係)

- 教育訓練支援給付金の対象について、従前のおりとする。

6. 検討規定(諮問要綱 第六の二関係)

- 厚生労働大臣は、この省令の施行後、教育訓練給付の率及び上限額の水準について、今回の改正前の水準とすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後5年以内に必要な措置を講ずるものとする。

【施行期日：平成30年1月1日(4は平成29年10月1日)】